

大阪狭山市文化会館 SAYAKA ホール友の会
会員規約

(名称)

第1条 この会は、大阪狭山市文化会館 SAYAKA ホール友の会と称します。

(目的)

第2条 この会の目的は指定管理者である株式会社ケイミックスパブリックビジネス(以下「弊社」という)が管理・運営する文化会館 SAYAKA ホールに於いて弊社が行う自主事業公演の鑑賞を通して、会員相互の交流を図ると共にホール事業への関心と理解を深めていただくことを意図します。

(入会)

第3条 入会を望まれる方は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、入会金及び年会費を添えてお申し込み下さい。入会手続きを完了された日を入会日とします。

(会員)

第4条 前条の入会手続きを完了された方を「SAYAKA ホール友の会会員」と言います。
(以下「会員」という)

(会員証)

第5条 会員には、会員証を発行します。

- (2) 会員証は、本人に限り有効とし、他人に譲渡、貸与はできません。
- (3) 会員は、会員証を紛失又は盗難にあったときは、直ちに会館窓口に届け出て下さい。
- (4) 期間中に会員証の再発行を受ける場合は、再発行手数料 500 円が必要となります。

(会費)

第6条 会員は、次に定める会費を納入してください。

- (2) 入会金 500 円(継続更新時は不要)
- 年会費 4月～9月入会 1,500 円、10月～翌3月入会 750 円

(期間)

第7条 会員の期間は入会日付を以て会員資格発行とし、入会月又は更新月から翌3月末日まで

(特典)

第8条 会員は、次に掲げる特典を共通して受けることができます。ただし、特典を受けるときは、必ず会員証を提示してください。

- (2) 弊社が主催する公演チケットの割引(公演によっては適用のない場合もあります)
- (3) 弊社が主催する公演チケットの先行予約(公演によっては適用のない場合もあります)

- (４) 会館情報紙「クラルス」、公演チラシ、先行予約案内等を毎月送付(ただし、会館情報紙「クラルス」は隔月)
- (５) SAYAKA ホール４Ｆレストランでのご飲食料金５％割引
- (６) 提携店での特典利用他

(更新)

第9条 会員資格の更新は、次年会費を添えて会員期間末日までにお申し込みいただきます。なお、会員期間末日までに手続きが行われていない場合は、自動的に退会となります。

(届出事項の変更)

第10条 会員は、氏名及び住所等に変更が生じた場合は、直ちに会館窓口へ届け出てください。

(退会)

第11条 会員は、友の会を退会しようとするときは、速やかにその旨を会館窓口へ届け出てください。ただし、会員期間中の退会については、支払済の年会費は理由を問わず返還できませんのでご了承ください。

(個人情報の管理)

第12条 会員の個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法および個人情報保護マネジメントシステム(JISQ15001)に基づいて、別に定める方針にご同意いただいた上で適正に管理します。

- (２) 弊社の指定期間が満了した場合、弊社は大阪狭山市又は大阪狭山市が指定する者に対して、個人情報を提供する場合があります。

(その他)

第13条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項が生じた時は、指定管理者が別に定めるものとします。

以上

令和7年8月8日

大阪狭山市文化会館(SAYAKA ホール)指定管理者
株式会社ケイミックスパブリックビジネス